

令和 5 年(2023年)10月 20日
午前 10 時 30 分～午前 11 時 30 分
於：高層棟 4 階 特別会議室
福祉部 障がい福祉室

令和 5 年度 第 6 回政策会議 障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止

障がい者福祉年金及び難病患者等給付金について、障がい福祉サービス等の充実化に伴い廃止しようとするものです。

1 概要

障がい者のケアに対する家庭内での自助努力が主流であった昭和40年代（1960年代）から昭和50年代（1970年代）にかけて、府内各市では障がい者等に係る給付金の制度化が進み、本市においても、生活の安定や福祉の増進を図ることを目的に市の独自制度として、昭和42年(1967年)に障がい者福祉年金、昭和50年(1975年)に難病患者等給付金をそれぞれ創設しました。

当時は、障がい福祉サービスが脆弱であったため、現金給付でサービスの不足を補う必要がありましたが、その後、法整備等により障がい者に係る制度の充実化が加速し、障がい者への支援施策は、現金給付から個人の選択を尊重し自立を促すサービス給付へと転換が図られました。また、国制度による現金給付も整備されています。（【参考資料 1】参照）

このような中、本市の障がい福祉サービスの利用による介護給付費や各種支援策に係る経費は年々増加しており、サービスや支援が充実していること、また、介護給付費の受給者数、平均受給額も上昇していることから、障がい福祉サービスが制度として普及・定着していることが窺えます。（【参考資料 2】参照）

難病患者に係る施策では、平成25年(2013年)に障害者総合支援法において障がい者(児)の定義に「難病等」が追加され、難病患者は障がい者手帳の有無に関わらず障がい福祉サービス等の利用が可能になりました。利用できるサービスもそれまでの難病患者等居宅生活支援事業によるホームヘルプサービス等のみにとどまらず、全ての障がい福祉サービスや相談支援等に拡がりました。

以上の点を踏まえ、市の独自制度である現行の障がい者福祉年金及び難病患者等給付金については、その役割を終えたものと判断し廃止するものです。今後は、より一層障がい者が必要なサービスを必要な時に利用できるような環境の構築に取り組んでいきます。

2 事業概要及び廃止時期

(1) 障がい者福祉年金

ア 目的

障がい者(児)に対し福祉年金を支給することにより、生活の安定及び福祉の増

進を図る。

イ 対象者及び支給額等

対象	種 別			年間支給額	受付期間	支給時期
	身障手帳	療育手帳	精神手帳			
20歳以上	1・2級	A（重度）	1級	32,400円	随時	9月・3月
	3級	B1（中度）	—	25,200円		
20歳未満	1・2級	A（重度）	1級	44,400円		
	3・4級	B1（中度）	2級	32,400円		
	5・6級	B2（軽度）	3級	25,200円		

※対象者は、本人が住民税非課税かつ本市に1年以上居住する者。

ウ 事業規模

対象	令和4年度(2022年度)実績		令和5年度(2023年度)見込み		令和6年度(2024年度)見込み	
	支給対象	支給総額	支給対象	支給総額	支給対象	支給総額
20歳以上	5,770人	178,256千円	5,926人	183,080千円	5,874人	90,796千円
20歳未満	1,396人	45,514千円	1,434人	46,746千円	1,420人	23,183千円
計	7,166人	223,770千円	7,360人	229,826千円	7,294人	113,979千円

エ 廃止時期

令和6年(2024年)9月期支給を最終とし、吹田市障がい者福祉年金支給条例を令和6年9月30日に廃止する。

(2) 難病患者等給付金

ア 目的

国の指定難病及び府の特定疾患の罹患者に対し、給付金を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。

イ 対象者及び支給額等

年間支給額	受付期間	支給時期
32,400円	9月1日～30日	12月

※対象者は、本人が住民税非課税かつ9月1日時点で本市居住の罹患者。

ウ 事業規模

対象	令和4年度実績		令和5年度見込み		令和6年度見込み	
	支給対象	支給総額	支給対象	支給総額	支給対象	支給総額
指定難病	1,044人	33,826千円	1,093人	35,413千円	1,093人	35,413千円
特定疾患	1人	32千円	3人	97千円	3人	97千円
計	1,045人	33,858千円	1,096人	35,510千円	1,096人	35,510千円

エ 廃止時期

令和6年12月支給を最終とし、吹田市難病患者等給付金支給要領を令和6年12月31日に廃止する。

3 今後のスケジュール

(1) 障がい者福祉年金

令和5年度	11月定例会	条例廃止の提案
	1月頃	市民周知開始
令和6年度	9月20日	最終支給
	9月30日	条例廃止

(2) 難病患者等給付金

令和5年度	1月頃	市民周知開始
令和6年度	9月1日～30日	最終申請期間
	12月20日	最終支給
	12月31日	要領廃止

※障がい者福祉年金及び難病患者等給付金の廃止について、市報やホームページでの告知の他、対象者への廃止案内の送付、さらに窓口対応時なども含め、様々な機会を捉えて迅速かつ丁寧に周知を図ります。

4 他市町村の状況

平成10年（1998年）頃まで、府内では北摂各市を含め多くの地方自治体が障がい者に係る市独自の現金給付制度を実施していましたが、現在、本市以外で実施しているのは摂津市と太子町のみで、他の地方自治体は、ここ20年程の間に同様の制度を廃止しています。

5 今後の主な取組

今後は廃止財源を活用し、持続可能な障がい福祉サービス等の構築に資するよう、重度障がい者（児）へのサービス拡充、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保・育成策の推進等、障がい者に係る制度・施策のさらなる充実化に向けて検討していきます。